

番 号	令5・19号	受理月日	令和5年11月29日	付託月日	令和5年12月7日
件 名	玉川野毛町公園既開園区域にあるテニスコートの拡張エリアへの移設及び、野毛大塚古墳再整備に関する陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p>趣旨</p> <p>玉川野毛町公園既開園区域にあるテニスコートの拡張エリアへの移設及び、野毛大塚古墳再整備</p> <p>内容</p> <p>1 テニスコートが拡張エリアに移設されることで既開園区域内にある様々な施設の課題が解決する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコート <ul style="list-style-type: none"> <li>①公式サイズに準拠したプレー空間の確保</li> <li>②拡張エリアで完成後なら利用期間の問題が解消する <ul style="list-style-type: none"> <li>※（テニスコートと多目的広場の代替問題）</li> </ul> </li> <li>③幹線道路（環状8号線）付近でなければ飛球対策の緩和</li> <li>④騒音問題</li> <li>⑤この際、区道に削られた一部の復元を試みれる機会なので、是非とも、当時の姿になれる古墳になってほしい</li> </ul> </li> <li>・多目的広場 <ul style="list-style-type: none"> <li>①現状維持で問題ない</li> <li>②拡張して人工芝エリアが広がるのであれば、これに越したことはないし利用目的の用途が広がる</li> <li>③テニスコート移設による多目的広場の代替案がないので長期による利用不可の回避 <ul style="list-style-type: none"> <li>（※テニスコート②の文言）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>					

④利用者の多いトイレが存続できる

## 2 野毛大塚古墳の再整備

今後、区道の無電柱化を検討しているのであれば、今回の拡張エリアの確保（平成5年度時は旧建設省があった）により、ふき石（墳丘の崩落を防ぐ石）で完全再現に近い復元をして頂きたい（周濠部分は含みません）

※今回の整備事業は古墳が優先と聞いており、一部の有料施設（テニスコート）を移設まで考えておきながら、古墳の復元案が盛り込まれていないのが疑問です。

また、今年になって配置決定したテニスコートには問題点が多々があり、元々あった多目的広場が利用出来なくなる事実が最近判明しました。

このまま多目的広場の使用が出来なくなり、トイレを壊すのであれば、テニスコートを多目的広場に移設する利点がないので、公園の現状維持をお願いします。工事日程ありきで事業を進めるのであれば、工事の延期、中止を望みます。